

様式第23号（第45条第2項関係）

第 号
年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

野田市長



許 可 取 消 書

あなたの する下記 は、消防法 違反であるため、同法第1
2条の2第1項の規定に基づき、許可を取り消します。

記

- 1 製造所等の名称及び設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 設置許可年月日及び番号
- 4 許可の取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。